

PREVISTA フットボールクラブ規約

第1条 (名称)

名称は「PREVISTA (プレヴィスタ) フットボールクラブ」とする。

第2条 (活動場所)

富田林市、大阪狭山市、河内長野市、河南町、太子町、千早赤阪村、堺市等、大阪府内の南河内地区を主とするとともに、その他練習試合、遠征はその都度による。

第3条 (クラブ連絡先)

- ・住所：〒584-0086 大阪府富田林市津々山台 2-10-2-307
- ・E-mail：previstaafc@yahoo.co.jp

第4条 (目的)

- 1) PREVISTA フットボールクラブでは、子どもたちにとって大好きなサッカーが出来る環境づくり、サッカーに必要な様々な技術の習得、そして技術をテクニクに変えていく力、さらにはセンス・閃きを磨き、煌めく世界に通用するサッカー選手へと育てるとともに、スポーツの楽しさ、仲間の大切さ、リスペクトの精神を養うこと。
- 2) 子どもたち自らが考え、判断し、自主性・自発性を身につけること。
- 3) その他、サッカーを通じて礼儀や言葉使いなどの基本的な社会道徳を身につけること。

第5条 (入会資格)

- 1) クラブが開催する練習会に参加した選手であること。
- 2) PREVISTA フットボールクラブの所属選手として登録し、各種大会に出場できる選手であること。
- 3) PREVISTA フットボールクラブの所属選手として日本サッカー協会に登録するため、学校その他の団体で登録していない選手であること。
- 4) クラブの活動や目的に賛同できる選手であること。
- 5) 規約を遵守できること。

第6条 (会費)

月会費 5,000 円 (3 半期ごと、4・8・12 月に 4 ヶ月分 20,000 円ずつ徴収)
※入会金、年会費、会場費、照明代などの徴収は一切ありません。

第7条 (会費の不返納)

一旦、納入した入会金及び月会費は理由の如何を問わず返金しません。

第8条 (会費の滞納)

選手が会費の支払いを怠った場合、3 ヶ月を経た時点で指導できないことがある。
(事前に指導者へ相談してください。)

第9条 (ウェアの着用)

選手はチーム指定のウェアを着用しなければならない。

ウェアは以下のとおりである。

- 1) 練習着 (半袖)
- 2) ユニフォーム (ホーム&アウェイ) 上 (半袖)
- 3) ユニフォーム (ホーム&アウェイ) 下
- 4) ユニフォーム (ホーム&アウェイ) ソックス
- 5) ジャージ上下+ハーフパンツ
- 6) ポロシャツ (移動着)

第10条 (休部・退部)

休部もしくは退部する選手は、事前にクラブへ連絡しなければならない。

(事前に指導者へ相談してください)

第11条 (連絡の義務)

選手は住所、電話番号などに変更が生じた場合、速やかにクラブへ連絡しなければならない。また、練習及び試合等のチームの活動に参加できない場合、事前に指導者もしくはクラブに直接連絡しなければならない。

第12条 (その他、同意事項等)

以下の事項に同意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

1. PREVISTA フットボールクラブを通じ、スポーツ安全協会傷害保険に加入します。
2. グランドでの怪我、試合・練習場所への行き帰りの歩行中及び送迎車での交通事故、不測の事故による障害等については、スポーツ安全協会傷害保険の適用できるもの以外は如何なる事情があってもPREVISTA フットボールクラブ及び指導者・スタッフはその責任を負いません。
3. 活動にかかる会費は、第6条のとおりです。但し、遠征等にかかる交通費・滞在費・その他チームの活動によって発生した費用に関しては、別途徴収させていただきます。
4. 本人の都合により休部する期間中においても会費を徴収しますが、入院などで長期にわたって練習が出来ないなど認められる場合は、当該期間の会費を免除します。
5. チームの指導方針及び選手の起用については指導者・スタッフに一任してください。
6. 下記の事項を遵守しない者、または違反した者で、チームの活動にとって不相当と判断した場合、当該選手を退団させることができる。
 - ① クラブの品位を著しく損なう言動及び態度をとらないこと。
 - ② サッカーについて一生懸命練習取り組むだけでなく、勉学にも励む。
 - ③ 礼儀正しくあいさつをして、言葉使いに気をつける。
 - ④ クラブの上級生は下級生をいたわり、よき手本となる、下級生は上級生をリスペクトする。
 - ⑤ 指導者・スタッフの指導に従うとともに保護者や目上の人の言うことをよく聞く。
 - ⑥ お互いに助け合い、励まし合う。
 - ⑦ クラブの一員としての自覚を持ち、責任ある行動によって参加する。
 - ⑧ 保護者同士においてもチームのサポーターとして仲良くし、トラブルを起こさないこと。
7. チーム活動について広く紹介するため、SNSやHP等へ活動の様子を掲載することがあります。